

不利益処分の処分基準

処 分 名		勧告に従わない旨の公表		
根拠法令及び条項		計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 15 条第 2 項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	法第 15 条第 2 項 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 勧告後、30 日を過ぎても改善がない場合、公表及び改善命令の発令を、県計量検定所と検討する。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				